

医療経済実態調査（医療機関等調査）に関する主な論点

1. 調査スケジュール

（１）調査時期をいつにするか。

（参 考）最近の医療経済実態調査の実施月	
・第１４回調査	平成１５年６月
・第１３回調査	平成１３年６月
・第１２回調査	平成１１年６月
・第１１回調査	平成 ９年９月

（２）速報値の報告時期はいつを目処とするか。

（参 考）最近の速報値の報告月	
・第１４回調査	平成１５年６月調査 同年１１月２６日速報
・第１３回調査	平成１３年６月調査 同年１２月 ５日速報
・第１２回調査	平成１１年６月調査 同年１２月 １日速報
・第１１回調査	平成 ９年９月調査 同年１２月 ５日速報
（注）速報値は調査項目のうち、主として収支に係るもの。	

2. 調査客体及び抽出率

介護保険事業に係る収入のある医療機関等の取扱いをどうするか。

○ 調査客体をどうするか。

- ・ 介護保険事業に係る収入のある医療機関等の取扱いはいまのままでよい。
- ・ その際、病院、一般診療所と歯科診療所、保険薬局との間で、施設数、収入割合が異なることについてどう考えるか。

(参 考) 第14回調査(15年6月)における介護保険事業に係る収入なし・ありの医療機関等の数(有効回答数)

	＜介護収入なしの施設＞	＜介護収入ありの施設＞
・病 院	6 3 2 (59.8%)	4 2 4 (40.2%) 《 4 0 5 (39.0%) 》
・一般診療所	1, 0 3 6 (89.1%)	1 2 7 (10.9%) 《 1 4 6 (11.7%) 》
・歯科診療所	6 3 4 (98.0%)	1 3 (2.0%) 《 1 7 (2.5%) 》
・保 険 薬 局	6 5 7 (93.9%)	4 3 (6.1%) 《 1 2 8 (9.6%) 》

(注) 《 》 内の数値は、第13回調査(13年6月)の本報告時のものである。

3. 調査内容

調査項目はいまのままでよい。

4. 集計・分析の方法

(1) 介護保険事業に係る収入なし・ありによる集計をどうするか。

(参 考) 第14回調査(15年6月)の集計方法

- ・介護保険事業に係る収入のない医療機関等の集計
- ・介護保険事業に係る収入のない医療機関等及び介護保険事業に係る収入のある医療機関等の医療保険に関する集計
- ・介護保険事業に係る収入のない医療機関等及び介護保険事業に係る収入のある医療機関等の集計

(2) 新たに追加して集計・分析すべき項目は何か。

- 医療機関の機能別集計の充実についてどう考えるか。その際、一般病院における抽出率の違い（一般病院は1／5、地域医療支援病院等は1／2）による補正をどう考えるか。

[(参 考) 16年度改定において「亜急性期入院医療管理料」及び「ハイケアユニット入院医療管理料」等が新設された。]

- その他

- ・ 一般病院等の収支状況の分布（バラツキ）の分析をどうするか。

(3) 集計・分析を見直す項目は何か。

- 制度上の廃止に伴う調査項目の整理

[(参 考) 老人病棟を有する病院については、老人病棟を平成15年8月31日までに「一般病床」又は「療養病床」のいずれかに移行された。]

- その他

- ・ 借入金の状況について

5. その他

(1) 前回調査（速報値）の報告時に指摘のあった事項について、どう取り扱うか。

- 病院票の給与月額について、医師と歯科医師を分けて調査すべきではないか。
- 職種別の給与月額と年齢との関係についても把握すべきではないか。
- 病院長などの給与の比較においては、賞与の扱いにも配慮した調査が必要ではないか。

(2) これまで指摘のあった調査関連の事項について、どう取り扱うか。

○ 定点観測について

○ 部門別（入院・外来別）収支分析について

〔（参 考）現在、診療報酬調査専門組織（医療機関のコスト調査分科会）において、
入院・外来別のコスト分析等に係る調査を行っているところ。〕

○ 薬剤関係調査について